

ない子供である。そんな子供もオシッコをするときは、そのあいだだけ立ちどまる(ss)。排尿して(so)ズボンがぬれても、再び動きはじめる場合を図3と図4と同じように考えると、図5になる。

(ss-so)のような信号は、コミュニケーション関係にある者相互間で約束して構成した信号でないため、動いていたのが立ちどまつたら、かたわらの教師などが「オシッコだな」と、その信号を読みとる必要がある。時には、立ちどまつてもオシッコとは関係ないことがある。誤まりなく行動を読みとるために、主体者である子供についてよく知つていなければならぬ。こうした関係成立が土台となつて、約束にもとづいた信号(アメスランのような身振り信号など)へと高めることもできるようになる。確実な基礎づくりができるようになると、突然、高次な信号を形成することは不可能である。

#### 〔引用文献〕

- (1) 「訪問指導事例集」一九七八、文部省
- (2) 「山梨県立盲学校における盲聾教育に関する研究」一九七〇、文部省
- (3) 「特殊教育21」(季刊誌)一九七八、文部省

## 七、健常児と障害児の交流

### (一) 交流の意義

障害児教育に対する理解が深まるに

### (二) 交流教育の推進について

いわゆる「辻村答申」といわれる、

表15 心身障害児理解推進校(昭和54年度文部省指定)

小学校	中学校
福島市立福島第四小学校	郡山市立郡山第二中学校

### 養護教育交流推進事業

(交歓会)

地区	会場	期日	対象校
県北	靈山子どもの村	9月20日	県立盲学校 県立聾学校 福島市立福島第四小学校
県中	郡山市内	5月17日	県立郡山養護学校 郡山市立富田小学校
相双	靈山子どもの村	10月9日	相馬市立養護学校 相馬市立桜丘小学校

### 〈合同野外活動〉

地区	会場	期日	対象校
県北	県少年自然の家	9月11日~12日	県立盲学校 郡山市立河内中学校
県中	県少年自然の家	11月9日~10日	県立郡山養護学校 大信村立大信中学校
相双	海浜青年の家	10月5日~6日	相馬市立養護学校 相馬市立磯部中学校

つれて、これまでの教育のあり方にに対する反省もいろいろなされるようになつた。従来の盲、聾、養護学校の教育はもっぱら学校、寄宿舎、施設の生活のうえに立つてなされ、そのわく内でいかに適切な指導をすすめるかという課題に沿つて努力してきた。しかしその過程で従来の学校教育のわくを見なおすことでだけはどうしても身につきにくい内容があることに気づいた。むしろ、従来の養護教育のわくを見なおすことにより良い効果とあらたな展望も開けてきた。また近年になり、養護学校教育の義務制実施をひかえ、障害児教育に対する社会的な関心と問題意識がようやく高まり、以前よりもより交流がすすめやすくなつた。

このように、交流は盲、聾、養護学校や特殊学級の教育の成果をふまえ、その発展や補完をはかるものとしてすすめられる。

それと同時に、すべての人々に福祉の心を育成することが将来の社会の発展をうらうなうカギとなるともいわれている。この点で、養護教育諸学校もさることながら、交流は福祉の心を意図的に育てなければならない通常の幼稚園、小学校、中学校、高等学校にとつては基本的な課題としなければならないことがらであろう。

「特殊教育の基本的な施策のあり方にについて」(報告)の中で、「心身障害児の個々の状態に応じて、可能な限り普通児とともに教育を受ける機会を多くして構成しておられる」とかかげられている。具体的には特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領第四章特別活動に「経験を広め社会性を養い、好ましい人間関係を育てる」ために積極的に交流の機会を設けることが望ましいと述べられている。

そこで、養護教育諸学校が小学校を相手校として交流の機会を設定する機会ができるだけ多く設けるよう表明している。

また、教育課程審議会は文部大臣の諮問を受けて、「盲学校、聾学校及び養護学校の小学部・中学部及び高等部の教育課程の改善について」の答申の中では、健常児と障害児がともに活動する機会ができるだけ多く設けるよう表明している。